

船級及び設備登録時の検査に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編
高速船規則
海洋汚染防止のための構造及び設備規則
安全設備規則
鋼船規則検査要領 B 編
高速船規則検査要領
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領
安全設備規則検査要領

改正事項

船級及び設備登録時の検査に関する事項

改正理由

新造船の製造中登録検査に関する検討を行っている IACS の専門グループである EG/NCSR (Expert Group on New Construction Survey Requirements) において、条約検査に関する指針である IMO 総会決議 A.997(25) の初回検査に関する検討が行われ、これらの要件に合致する検査手順を規定することが必要であることから、同決議に対する統一解釈が取りまとめられることとなった。

この結果、2009 年 4 月に新造船初回条約検査 (SOLAS 条約 (安全設備), LL 条約及び MARPOL 条約) についての IACS 統一解釈 SC234, LL76 及び MPC96 が策定された。

今般、IACS 統一解釈 SC234, LL76 及び MPC96 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 鋼船規則、高速船規則、海洋汚染防止のための構造及び設備規則並びに安全設備規則において、登録検査時に本船に保管する機器の証明書に関する要件を規定した。
- (2) 海洋汚染防止のための構造及び設備規則並びに安全設備規則において、検査申込者は試験の実施にあたり、試験方案を提出する旨を規定した。